

鹿沼市給水装置標準仕様書

平成 29 年 4 月

鹿沼市水道部

鹿沼市給水装置標準仕様書

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 設計 | |
| ・ 設計の必要条件 | 1 |
| 調査 | 1 |
| 給水方式 | 1 |
| 施工 | 1 |
| ・ 施工方法 | 1 |
| ・ 配水管分岐可能戸数表 | 2 |
| ・ 埋設深度 | 3 |
| ・ 浅層埋設 | 3 |
| ・ 埋め戻し、舗装復旧 | 3 |
| ・ 配管明示施工方法 | 3 |
| ・ 施工時の注意事項 | 3 |
| ・ バルブ類の設置 | 4 |
| ・ 量水器（筐）の設置 | 4 |
| ・ サヤ管ヘッター工法 | 5 |
| 禁止事項 | 5 |
| 給水装置の材料 | 5 |
| 給水装置工事申請の手続き | 8 |
| ・ 一般事項 | 8 |
| ・ 給水装置工事申込書兼承認願 | 8 |
| ・ 平面図、立面図 | 9 |
| ・ 手数料及び加入金等 | 10 |
| ・ 工程表 | 10 |
| ・ 土地家屋使用承諾書（給水条例施行規程第8条関係「様式第2号」） | 10 |
| ・ 給水装置分岐承諾書（給水条例施行規程第8条関係「様式第3号」） | 10 |
| ・ 給水装置の帰属手続き（給水条例施行規程第8条関係「様式第4号」） | 11 |
| ・ 確約書（給水装置管理区分「別様式」） | 11 |
| ・ 手数料及び加入金等の納入 | 11 |
| ・ 手数料及び納入金の還付並びに追加徴収 | 11 |
| 完成検査及び提出書類 | 12 |
| ・ 検査事項 | 12 |
| ・ 提出書類 | 12 |
| 分譲地における申請及び施工上の注意事項 | 12 |
| ・ 申請時に必要な図面及び書類等 | 13 |

| | |
|-------------------|----|
| ・ 施工 | 13 |
| ・ 予備検査、完成検査及び提出書類 | 13 |
| ・ 注意事項 | 13 |
| 給水装置工事の流れ | 14 |
| 工程表 | 15 |

(参考資料)

| | |
|------------------------------|----|
| 給水工事にかかる納付金及び添付書類 | 16 |
| 受水槽設置基準 | 18 |
| 様式第 1 号 (給水装置工事申込書兼承認願) | 20 |
| 様式第 2 号 (土地・家屋使用承諾書) | 21 |
| 様式第 3 号 (給水装置分岐承諾書) | 22 |
| 様式第 4 号 (給水装置の帰属承諾書) | 23 |
| 様式第 6 号 (給水装置工事承認取下願) | 24 |
| 様式第 7 号 (給水装置工事承認取消通知書) | 25 |
| 様式第 8 号 (給水装置工事施行催告書) | 26 |
| 様式第 9 号 (給水装置工事完成届) | 27 |
| 様式第 10 号 (給水装置工事変更届) | 28 |
| 様式第 11 号 (分岐工事立会依頼書) | 29 |
| 様式第 14 号 (管理人の選定・氏名変更・住所変更届) | 31 |
| 様式第 16 号 (水道の廃止届) | 32 |
| 様式第 17 号 (消防演習実施届) | 33 |
| 様式第 19 号 (消防用水使用届) | 34 |
| 様式第 20 号 (施設消火栓演習使用及び立会依頼書) | 35 |
| 様式第 21 号 (給水装置及び水質検査請求書) | 36 |
| 確約書 | 37 |
| 委任状 | 38 |
| 分岐状況表 | 39 |
| 最低土被り | 40 |
| 道路種別復旧断面 | 42 |
| 舗装本復旧断面図 | 44 |
| 道路占用関係 注意事項 | 45 |

※赤字 H29.4 改正

設計

設計とは、現地調査から給水方式の選定、口径、図面の作成及び、工事費の算出までをいい、衛生面及び経済面に多大の影響を与えるのであらゆる面から総合的に検討を行う。

・設計の必要条件

1. 給水装置全体が、所要水量を満たし得るものであり、著しく過大でないこと。
2. 凍結・電食・腐食及び温度変化などの恐れのある箇所に適切な防護装置を施すこと。
3. 給水装置、配水管に衝撃を与える器具・機械と連結もしくは接触させてはならない。
4. 当該給水装置以外の水管その他の設備に接続してはならない。
5. 井水から上水に切替える場合は、**既存給水管の耐圧（0.98Mpa）を事前確認し、その結果により、既存給水管の改造も含め、申請者と相談しながら施工範囲を決定すること。**
6. 分譲地や大規模施設等、使用水量が過大で給水区域内の給水量に影響を及ぼす可能性が考えられる場合は、出来る限り早い段階で管理者と協議を行うこと。

調査

調査は設計の重要基礎であり、関係者とのトラブル防止を念頭に置き事前調査、現地調査を入念に行うこと。

給水方式

給水方式は、直結式又は受水槽式とし、次の各号に該当する場合は受水槽式にしなければならない。

1. 3階建以上の集合住宅等の建築物への3階部分以上に給水する場合。
2. 一時的に多量の水を使用する場合又は、常時一定の水圧を必要とする場合。
3. 給水制限又は、断水時にある程度の給水を持続する必要がある場合。
4. 一般住宅用受水槽設置の場合、量水器口径は最低20mmとする。ただし、栗野地域は管理者と協議すること。
5. 一般住宅の3階部分の直結給水は、一部の地域を除き認めるものとする。ただし、水圧測定及び水理計算を行い、担当職員と協議すること。

※一部地域…菊沢地区の一部（末端最北部）

施工

配水管等は、管理者の財産であり維持管理上の問題もあるため、**分水工事は管理者の承認後に施工すること。なお取出口径が大きい場合など、管理者が必要と認める場合には、立会いにより実施すること。**

・施工方法

1. 給水管は、350mm以下の配水管より分岐すること。ただし、350mm超のものし

かない場合は**管理者**と協議すること。

2. 分岐された給水管は、配水管と直角に布設すること。
3. 配水管より分岐する給水管及び配水管の口径は1サイズ以下の口径が望ましいが、管理者の判断によりこの限りではない。
4. 給水管取り出しの最小口径は2.0mmとする。
5. 配水管がダクティル鑄鉄管を使用しているときは、コア挿入工法を用いること。
6. 給水管の管種は次のとおりとする。

| | φ 20 mm～φ 50 mm | φ 75 mm～φ 100 mm | φ 150 mm～ |
|------------------|-----------------|------------------|-----------|
| 国・県道 市道(都計道路) | ポリエチレン二層管 | ダクティル鑄鉄管 | ダクティル鑄鉄管 |
| 市道 (上記以外) | | ポリエチレン管 (EF 継手) | |

7. 配水管から給水管を分岐する際、既に他の分岐がある場合は0.3m以上の間隔を確保すること。ただしT字管の場合は管理者と協議すること。
8. 管末から分岐する場合は、管末より1.0m以上の所より分岐すること。
9. 違径管等には穿孔してはならない。
10. 75mm以上の給水管の取り出しは、割T字管を使用し制水弁の設置箇所は、**宅地内1.0m以内**とする。
11. 分譲地の施工は別に定める。

・配水管分岐可能戸数表

| 取出管口径(mm) 配水管口径(mm) | 13 | 20 | 25 | 30 | 40 | 50 | 75 | 100 | 150 |
|------------------------|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 13 | 1 | | | | | | | | |
| 20 | 2 | 1 | | | | | | | |
| 25 | 4 | 2 | 1 | | | | | | |
| 30 | 7 | 4 | 2 | 1 | | | | | |
| 40 | 11 | 6 | 3 | 2 | 1 | | | | |
| 50 | 20 | 10 | 6 | 3 | 2 | 1 | | | |
| 75 | 54 | 27 | 15 | 7 | 5 | 3 | 1 | | |
| 100 | 107 | 53 | 29 | 15 | 10 | 5 | 2 | 1 | |
| 150 | 297 | 147 | 80 | 40 | 28 | 15 | 6 | 3 | 1 |

※…対象配水管がループ形状の場合には、上表戸数を2倍した値の戸数までとするが、対象配水管のさらに本管側が片押管であったり、管末付近の場合には協議とする。

・埋設深度

| 口 径 | 公 道 内 | 宅 地 内 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 13 mm以上～40 mmまで | 0.85m以上～1.2m以下 | 0.45m以上～0.60m以下 |
| 50 mm以上～ | (0.6m以上～1.2m以下) | 0.60m以上～1.00m以下 |

() 歩道部 ※…詳細は道路管理者の指示による。

・浅層埋設

1. 新規工事時に浅層埋設された路線においては、配水管に合わせた布設をする。
2. 浅層埋設路線の確認は、道路管理者との協議もあるので事前に調査しておくこと。

・埋め戻し、舗装復旧

1. 道路部に埋設する給・配水管は、良質な山砂等により保護（掛砂、敷砂）する。
敷砂は $t=10\text{ cm}$ 、掛砂は $t=15\text{ cm}$ とする。
2. 給・配水管埋設後の埋め戻しは十分に転圧し、路床部分及び路盤は切込砕石 $40\sim 0\text{ mm}$ （RC材を含む）とする。ただし、道路に対して縦断方向に埋設する際の路床については良質発生土とする。
3. 路床及び路盤の管理は道路管理者の指示に従うこと。（別紙参照）
4. 舗装復旧（仮復旧及び本復旧）は申請者が行うものとし、その施工方法は各道路管理者の指示に従うこと。（別紙参照）

・配管明示施工方法

口径 50 mm 以上の配水管には、その位置確認を明確にするため、管理者指定の埋設シート及びマーカerpinを設置し、管に明示テープ（年入り）を巻きつけること。設置箇所については管理者の指導による。

・施工時の注意事項

1. 給水管は、開渠等の水路を横断する場合は、原則として水路の下越にて施工する。
2. 既設埋設物及び構造物と給水管の離れは、 0.3 m 以上離す。これが困難な時は管理者と協議すること。
3. 舗装の取壊しは、必ずカッターをもって方形になるよう丁寧に施工すること。
4. 露出する給水管は、外力及び凍結を防止するため保護材及び保温材等で十分に被覆すること。
5. 給水管の露出部には、たわみ、振動を防ぐ為適切な間隔で振止を取り付けること
6. 電食又は、酸、アルカリ等によって腐食するおそれがある場合は、耐食性の給水管を使用し尚且つ防食テープ、防食塗料等により防護すること。
7. 河川、下水道、電気、ガス及び通信設備等又は軌道を下越して給水管を布設する場合は、それぞれの管理者と十分協議すること。
8. 給水管には、水撃作用によって管に損傷を与えるような特殊器具（加圧ポンプ、浄

水装置)等を直結してはならない。

9. 給水装置における主管は、最低2.0mmの口径とする。
10. 給水装置規定水圧は、0.98Mpaとする。
11. 台所のみ使用の湯沸し器、トイレ洗浄器及び家庭用食器洗浄器、その他、時間当りの使用量が少量な器具(要協議)や防火水槽、スプリンクラーなど火災時のみの使用になるものも栓数に含まなくてよい。

・バルブ類の設置

1. 止水栓又は制水弁は官民境界より1.0m以内に設置すること。ただし、給水用具を設置する敷地までの距離(進入路及び角道)が長い場合は、敷地内にも止水栓又は制水弁を設置すること。その際、申請者より確約書を取り管理区分を明確にする。
2. 口径25mm以下の量水器の上流側に不凍タイプの水抜止水栓(丙止水栓)を取り付けること。
3. 口径30mm以上の量水器の下流側にバルブ(青銅製0.98Mpa)を取り付けること。
4. 階上に給水する立ち上がり管の外部埋設部分にはバルブを取り付けること。建築物の構造上、屋外の設置がやむを得ないものについては**管理者**と十分協議すること。
5. 特殊器具の上流側にはバルブを取り付けること。
6. 分岐箇所から別の公道に給水管を布設し宅地に至る場合は、分岐点より別の公道部1.0m及び宅地内1.0mに止水栓及び制水弁を取り付けること。
7. 止水栓の周囲に、止水栓の管理に支障が生じる構造物及び植栽を設置しないこと。
8. **すでに設置されているはずの止水栓や止水栓筐が不明であったり、そもそも当時設置しなかったような場合には、改造申請において新規設置すること。ただし、老朽化による不具合や破損紛失のような場合には、材料を支給することができる。**

・量水器(筐)の設置

1. 量水器筐は最小で20mm用のものとする。
2. 量水器(ϕ 13mm \sim ϕ 40mm)の埋設深は0.3mから0.5mの範囲とする。
3. 量水器(筐)は宅地内2.0m以内に設置し、管理しやすく、かつ交換に便利で外力による破損及び埋没並びに汚染のおそれのない所に設置すること。(外構工事との調整を十分に行い手戻りのないようにすること。また、車両等の通行箇所は極力避け、やむを得ず設置する場合は鋳鉄蓋のものとする。)
4. 量水器筐の周囲に、検針及び管理に支障が生じる構造物及び植栽を設置しないこと。
5. 量水器(筐)は、道路に設置してはならない。
6. 量水器筐の蓋の裏面には施工年月日、施工業者等必要事項を明記すること。
7. 集合住宅等で複数の量水器(筐)を設置する場合は、蓋の裏側に部屋番号を明示すること。
8. 敷地の状態及び集合住宅等、宅地内2.0m以内に量水器が設置出来ない場合は、申請者より確約書を取り管理区分を明確にする。その際、管理者は宅地内1.0mに設

- 置した止水栓及び制水弁まで、量水器及び不凍水栓の前後パッキンまでの管理とする。
9. 受水槽方式により給水する場合は、受水槽の上流側に量水器を設置すること。ただし、集合住宅において、各戸ごとに加入金を徴収し、各戸に量水器を設置し尚且つ受水槽方式により給水する場合は、受水槽の上流側に設置する量水器は管理者が支給する。
 10. 受水槽容量及び給水に必要な量水器の確定については、事前に**管理者**と協議することとし、申請時に使用水量等明確な基準を示した給水計算書等必要書類を添付すること。
(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修：建築設備設計基準参照)

・サヤ管ヘッター工法

1. 点検口の設置

水栓取り付け位置を考慮し、その中心に位置する場所に設置すること。取り付け位置は、点検に支障の出ないように考慮すること。

2. 階上に給水する場合は、外部埋設部分にバルブを設置すること。建築物の構造上、屋内の設置がやむを得ないものについては**管理者**と十分協議すること。

3. ポリブデン管は、13mm～20mmを使用する。

4. 分岐点（ヘッター）給水管部分に給水先を明示し、それらの給水管に振れ止め防止金具を処置すること。

5. 保温材料は、10mm以上の厚さのものを使用すること。

6. その他メーカー独自の施工方法等については、別途担当職員と協議を行うこと。

・禁止事項

1. 宅内への分岐は、管理上一宅地一箇所とする。**ただし、その後の分筆予定や土地の売買等が考えられる場合には、管理者と協議すること。**
2. 量水器上流側の給・配水管は、家屋その他の構造物の下に布設してはならない。
3. 給水管と自家用水（井戸水）管を、接続してはならない。**（水道法第16条）**
4. 直結給水時における差引き量水器の取り付けをしてはならない。
5. 水道加入金の納付前並びに道路管理者の道路占用及び警察の道路使用の許可前に分岐してはならない。

給水装置の材料

給水装置に用いる材料及び器具は、多種多様に渡っているが、水道法16条で規定される構造及び材質の基準（付録「水道法施行令第5条」参照）を満足させるものでなければならない。この条件を満足させるため、JIS及びJWWAの規格品等であるものを使用する。なお、受水槽以下であっても、材質及び器具の使用については、これに準ずる。

また、使用参考としての材料表を掲載するが、規格品ではあっても、塩化ビニール管などの使用できない材料もあるため注意すること。

(市管理部分使用材料表) 参考表

| 分類 | 品 目 | 口 径 | 規 格 | 適 用 |
|-------------|------------------|-----------|------------------------|------------------------------------|
| 管 | ダクタイル鋳鉄管 | 75~150 | JWWA G113 | NS型(内面エポキシ樹脂粉体塗装) |
| | ゴム輪形硬質塩化ビニール管 | 75~100 | JWWA K127 | 耐震衝撃性型(JWWA-K129)の使用可 ※H23.3月まで |
| | 塩化ビニール管 | 75~100 | JIS K6742 | 耐震衝撃性型の使用可 ※H23.3月まで |
| | ポリエチレン管(FE継手) | 75~100 | JWWA K 144 | ※H23.4月から |
| | ポリエチレン二層管 | 13~50 | JIS K6762 | 1種二層管 |
| | ダクタイル鋳鉄異形管 | 75~150 | JWWA G114 | NS型(内面エポキシ樹脂粉体塗装) |
| 継手 | ダクタイル鋳鉄及び異形管接合部品 | 75~150 | JWWA G113 JWWA G114 | NS型 |
| | ゴム輪形硬質塩化ビニール管継手 | 75~150 | JWWA K128 | 耐震衝撃性型(JWWA-K130)の使用可 ※H23.3月まで |
| | 硬質塩化ビニール管継手 | 75~100 | JIS K6743 | 耐震衝撃性型の使用可 ※H23.3月まで |
| | ポリエチレン管FE継手 | 75~100 | JWWA K 145 | ※H23.4月から |
| | ポリエチレン管金属継手 | 20~50 | JWWA B116 | 青銅鋳物製鉛除去型(KMP型同等品) |
| 弁 栓 類 | サドル付分水栓 | 20~50 | 第5条の定める規格 | ボール式 |
| | PE用サドル付分水栓 | 20~25 | 第5条の定める規格 | ボール式 |
| | 水 抜 栓 | 13~25 | 第5条の定める規格 | 青銅鋳物製鉛除去型(ボール式蝶ハンドル型) |
| | 止 水 栓 | 13~40 | 第5条の定める規格 | 青銅鋳物製鉛除去型(ボール式) |
| | 青銅製仕切弁 | 50 | 第5条の定める規格 | 青銅鋳物製鉛除去型(右開きキーボックス型) |
| | 仕 切 弁 | 75~150 | JWWA B120 | ソフトシール型(右開きキーボックス型) |
| | 消 火 栓 | 75~100 | 第5条の定める規格 | 地下式(右開きキーボックス型) |
| そ の 他 | 消火栓用補修弁 | 75~100 | 第5条の定める規格 | |
| | 仕切弁筐(道路内) | 30~150 | 第5条の定める規格 | 内振子型A-1(鹿沼市章入) |
| | 仕切弁筐(宅地内) | 30~50 | 第5条の定める規格 | 樹脂製鋳鉄蓋型(固定・伸縮型) |
| | 止 水 栓 筐 | 20~25 | 第5条の定める規格 | 樹脂製鋳鉄蓋型(固定・伸縮型) |
| | 量 水 器 筐 | 20~40 | 第5条の定める規格 | 樹脂製蓋・鋳鉄蓋型(鹿沼市章入) |
| | 大口径量水器筐 | 50~100 | 第5条の定める規格 | 樹脂製蓋・鋳鉄蓋型 |
| 消 火 栓 用 筐 | 600 | 第5条の定める規格 | 鋳鉄製蓋レジコン製柵(鹿沼市章入) | |

(宅地内使用材料表) 参考表

| 分類 | 品 目 | 口 径 | 規 格 | 適 用 |
|-----|------------------|--------|------------|--------------------------------------|
| 管 | ゴム輪形硬質塩化ビニール管 | 75~100 | JWWA K127 | 耐震衝撃性型 (JWWA-K129) の使用可 ※H23.3月まで |
| | 塩化ビニール管 | 75~100 | JIS K6742 | 耐震衝撃性型の使用可 ※H23.3月まで |
| | ポリエチレン管 (FE継手) | 75~100 | JWWA K 144 | ※H23.4月から |
| | ポリエチレン二層管 | 13~50 | JIS K6762 | 1種二層管 |
| | 架橋ポリエチレン管 | 13~20 | JIS K6787 | |
| | ポリブデン管 | 13~20 | JIS K6792 | |
| | 硬質塩化ビニルライニング鋼管 | 15~100 | JWWA K116 | |
| | ポリエチレン粉体ライニング鋼管 | 15~100 | JWWA K132 | |
| 継手 | ゴム輪形硬質塩化ビニール管継手 | 75~150 | JWWA K128 | 耐震衝撃性型 (JWWA-K130) の使用可 ※H23.3月まで |
| | 硬質塩化ビニール管継手 | 75~100 | JIS K6743 | 耐震衝撃性型の使用可 ※H23.3月まで |
| | ポリエチレン管 FE 継手 | 75~100 | JWWA K 145 | ※H23.4月から |
| | ポリエチレン管金属継手 | 20~50 | JWWA B116 | 青銅鑄物製鉛除去型 (KMP 型同等品) |
| | 架橋ポリエチレン管継手 | 13~20 | JIS K6788 | |
| | ポリブデン管継手 | 13~20 | JIS K6779 | |
| | ライニング鋼管用管端防食方型継手 | 15~100 | JWWA K150 | 硬質塩化ビニルライニング鋼管 ポリエチレン粉体ライニング鋼管 |
| 弁 類 | 水 抜 栓 | 13~25 | 第5条の定める規格 | 青銅鑄物製鉛除去型 (ボール式蝶ハンドル型) |
| | 止 水 栓 | 13~40 | 第5条の定める規格 | 青銅鑄物製鉛除去型 (ボール式) |
| | ストップバルブ | 20~40 | 第5条の定める規格 | 150ポンド ³ 入りねじ込み玉型弁 |
| | スリースバルブ | 20~40 | JIS B2011 | 青銅製 0.98Mpa ねじ込み型仕切弁 |
| | | 50~100 | JIS B2062 | 青銅製 0.98Mpa フランジ型仕切弁 |
| | 青銅製仕切弁 | 50 | 第5条の定める規格 | 青銅鑄物製鉛除去型 (右開きキーボックス型) |
| | 仕 切 弁 | 75~150 | JWWA B120 | ソフトシール型 (右開きキーボックス型) |
| | 消 火 栓 | 75~100 | 第5条の定める規格 | 地下式・地上式消火栓 |
| | 消火栓用補修弁 | 75~100 | 第5条の定める規格 | |
| | 減 圧 弁 | 25~100 | 第5条の定める規格 | 差圧式調整弁 |

| | | | | |
|------|------------|--------|-----------|------------------------|
| | チャキバルブ | 13～30 | 第5条の定める規格 | 青銅製 0.98Mpa ねじ込み型 |
| | | 40～100 | 第5条の定める規格 | FCD0.98Mpa ナイロンコーティング型 |
| | 水抜型バルブ | 20 | 第5条の定める規格 | ねじ込み型水抜き付バルブ |
| | 定水位弁 | 25～100 | 第5条の定める規格 | |
| その他の | ボールタップ | 13～25 | 第5条の定める規格 | |
| | 仕切弁鉄筐 | 30～150 | 第5条の定める規格 | 内振子型A-1 |
| | 仕切弁筐 | 30～50 | 第5条の定める規格 | 樹脂製鋳鉄蓋型（固定・伸縮型） |
| | 止水栓筐 | 20～25 | 第5条の定める規格 | 樹脂製鋳鉄蓋型（固定・伸縮型） |
| | 量水器筐 | 13～40 | 第5条の定める規格 | 樹脂製蓋・鋳鉄蓋型（鹿沼市章入） |
| | 大口径量水器筐 | 50～100 | 第5条の定める規格 | 樹脂製蓋・鋳鉄蓋型 |
| | 消火栓用筐 | 75 | 第5条の定める規格 | 鋳鉄製蓋レジコン製梃（鹿沼市章入） |
| | ポリブデン管用保温材 | | 第5条の定める規格 | 厚み 10 mm以上のもの |

給水装置工事申請の手続き

・一般事項

1. 工事の申請に当たっては、給水装置工事申込書兼承認願（A4版 上質A判 86.5kg）に所定事項を記入の上、申請するものとし、必要書類については、**給水条例施行規程第8条を参照すること。**
2. 申請は、工事を把握している給水装置工事主任技術者がこれに当たり、水道部担当職員の質問等に明確に答えられるようにすること。
3. 申請者から工事の依頼を受けた指定工事事業者は、速やかに申請手続きを取らなければならない。
4. 分譲及び1栓等の仮設等の工事が完了していない箇所については、新たな新設及び改造等の申請は、分譲及び1栓等の仮設等の工事の完了後でなければならない。ただし、同一指定工事事業者が申請を行う場合はこのかぎりでははい。
5. **工事施工中の本管からの分水を予定した申請箇所については、本管の水圧試験合格後に分水することが望ましいが、本管施工と同時に分水する場合には、給水管も含めて水圧試験を行うことになるので、本管施工業者と十分に協議をすること。**
6. 分譲の申請を除き、1栓以上蛇口を設置すること。（止水栓止め、量水器止めとしない。）

・給水装置工事申込書兼承認願

1. 工種を記入する。
 - ・新設 新規分岐による給水装置工事
 - ・改造 既加入物件の改造（口径の変更に伴う分岐を含む）
 - ・増設 主たる給水管の変更を伴わない水栓数の変更

- ・共同 複数の個人が共同で行う給水工事
 - ・分譲 いわゆる分譲地の給水工事
 - ・仮設 工事現場事務所等の短期給水工事（終了後分水止めを行う）
2. 給水装置工事申込兼承認願の提出については、丁寧かつ正確に作成し着工10日前に管理者に提出しなければならない。
 3. 指定工事事業者名、商号、代表者氏名印は水道部に登録されている名、印を使用すること。
 4. 給水装置工事主任技術者は、その工事を直接担当し内容を把握している給水装置工事主任技術者とする。
 5. 設置場所は、住居表示に基づく町名(丁目)、番地(番、号)を記入すること。
 6. 申請者印は必ず本人の署名、押印とし、申請者が法人である場合は法人名及び代表者名を併記し代表者の印を押印する。申請にあたっては加入金の取り扱いもあり申請者本人の署名、押印を得、決して指定工事事業者が押印して処理することのないようにすること。
 7. 申請者住所は、申請時点の現住所とする。
 8. 集合住宅等で申請者住所と設置場所が違うような場合は、間違いのないよう注意すること。
 9. 申請者名等は、建築確認申請が2名連記であっても、どちらか1名のみ記入して申請すること。
 10. 10㎡以上の建築物の新築、増築、改築をする場合、建築確認の申請を必要とするが、その際、給水装置の新設、改造(増設も含む)を伴うものは、給水装置工事申込兼承認願の届出時に建築確認通知書の写し(第一面から第三面のうち、確認番号、確認年月日、建築主等の概要のうち建築主、建築物及びその敷地に関する事項のうち、地名地番及び住居表示を確認できる部分)を添付しなければならない。なお、既設住宅、建物の築造を伴わないもの及び建築確認申請を必要としない区域等については必要としない。
 11. 材料表の記入は、公道分、量水器周りの材料について「給水装置用指定材料表」と対照ができるよう明確に記入するものとする。
 12. 宅地内材料については、管材、継手材、不凍水栓類、弁類、水栓類、保温材等の規格、寸法、数量を記入するものとする。

・平面図、立面図

1. 設計平面図には給水装置の他に、建物の間取り、道路巾、隣地境界線、配水管の口径、管種、方位記号を記入し北が図面の上になるように製図すること。
2. 設計図に使用する表示は、給水装置設計表示記号のとおりとする。
3. 位置図は、設置場所を中心とし周辺の状況が把握できるよう住宅地図の縮小版とし、左下の所定の場所へ添付する。
4. 文字、数字等は正確かつ丁寧に記入すること。

5. 給水管の分岐位置は、付近の消火栓、仕切弁又は宅地境界より正確に距離を測り図面に記入すること。
6. 立面図は概ね45度の傾斜で、縮尺は現実の寸法に関係なく判別しやすいように表記し、各箇所使用する管や水栓の種類、口径及び防護の方法等特殊な施工項を表記し、配水管、給水管は管種、延長、口径を明示すること。
7. 管種、管径の表記単位は、延長はm口径はmmをもって表示すること。
8. 線と文字
 - ・平面図、断面図及び付近略図は黒色実線とする。
 - ・既設配水管及び給水管、受水槽及び給湯器具以下の二次側配管等は青色実線とする。
 - ・新設する給水装置は赤色実線とする。
 - ・給湯器具等特殊器具は黒書とする。
 - ・井戸水等の自家水の配管及びポンプ等の器具は黒色実線とする。(平面図のみ)
ただし1栓申請の場合には、井戸水配管、ポンプ等は省略してもよい。
9. 規模の大きい建築物で、指定の設計用紙(A4版 上質A判 86.5kg)内に作図出来ない場合は、複数枚に分けて作図してもよい。(原則最大A3版)ただし、これを超える作図用紙の場合は事前に担当職員と協議すること。

・手数料及び加入金等

別紙「給水工事にかかる納付金及び添付書類」参照

・工程表

別紙様式にて、各工種予定が分かるものとする。

・土地・家屋使用承諾書(給水条例第5条第2項関係「様式第2号」)

給水装置工事の施工に関し、申請地及び前面道路(建築基準法上必要な道路)並びに家屋等の権利関係が複雑になっている場合があるため、事前に各権利関係を十分に調査し、所有者が申請者以外の場合は申込書または別紙(様式第2号土地・家屋使用承諾書)の所定の欄に所有者本人による署名、捺印し提出すること。また、権利関係者が複数人の場合は別紙(指定様式無)にて提出すること。

・給水装置分岐承諾書(給水条例第5条第2項関係「様式第3号」)

市管理以外の給水管より分岐する場合は、給水管の所有者から分岐の承諾を得ること。特に個人管からの分岐は将来的なトラブルを未然に防止する為、必ず当事者間で納得の上行わなければならない。承諾については別紙(様式3号給水装置分岐承諾書)の所定の欄に所有者本人による署名、捺印し提出すること。決して第三者が代印したり、代筆をしてはならない。また、共同所有管からの分岐の場合は所有者全員からの承諾を得ることは勿論ではあるが、代表者の承諾を得られればこの限りではない。ただし、将来的

なトラブルが起きないように関係者全員の同意をとっておくこと。

・給水装置の帰属手続き（給水条例第5条第2項関係「様式第4号」）

公道及びこれに準ずる道路並びに開発行為による区画道路に埋設した配水管、排泥管、各種弁栓類は、工事完了後、原則水道事業管理者に帰属する。ただし、申請者に対し次の手続きをすること。

1. 帰属の趣旨を説明し、納得の上、申請書提出の際に給水装置の帰属承諾書を提出すること。
2. 工事完了検査合格後、速やかに帰属されること。
3. 帰属手続きを行わない給水装置は、漏水等すべての維持管理を所有者（申請者）が負うことになる。その際、水道使用者及び道路施設等に被害を及ぼしているにもかかわらず所有者が維持管理を怠り、尚且つ水道事業者の再三の修繕通告を無視し放置した場合は、水道事業者自らが修繕を行い復旧に努めるが、その際にかかった修繕経費は原因者である所有者へ請求することになる。

・確約書（給水装置管理区分）

宅地内における給水装置の市管理区分は、官民境界から2.0m以内に設置された止水栓及び制水弁並びに量水器及び量水器出口パッキンまでとするが、敷地の状況や集合住宅等において止水栓及び制水弁から量水器までの延長がこれを超える場合は、申請者より確約書を取り、管理区分を明確にすること。その際の管理者は、敷地内1.0mに設置した止水栓及び制水弁まで、量水器及び不凍水栓前後パッキンまでとし、それ以外の給水装置は所有者の管理とする。（別様式 P.37）

・手数料及び加入金等の納入

1. 申請手数料
給水装置工事申込書兼承認願提出に併せ納入する。
2. 加入金、検査手数料
設計審査終了後、加入金及び検査手数料を納入する。
給水管分岐工事及び量水器出庫は加入金の納入確認後となる。
3. 舗装本復旧費
本復旧は申請者施工とするため受入れない。

・加入金、手数料のたて替え払いはしないこと。

・手数料及び納入金の還付並びに追加徴収

還付

- ・申請手数料の還付は行わない。
- ・加入金及び検査手数料の還付は、原則分岐後は行わない。ただし、分岐後であつ

ても量水器の出庫前で、申請物件の給水装置の規模の縮小等やむを得ない理由により量水器の口径減、申請の取下げにより申請者の負担で分水止めを行い、本復旧を行う場合は状況に応じ認める場合もある。

なお、分譲地の申請の場合は、本検査前（舗装新設前）までとする。

- ・ 還付たる理由が発生した場合は、所定の手続きを行い還付となるが、還付金は申請した指定工事店に還付されるため、申請者には指定工事店から返金することとなるのでトラブルの無いよう十分に気をつけること。

追加徴収

- ・ 追加徴収は、申請後において給水装置の増設に伴う量水器口径の増径、量水器の増加、配管延長の増加があった場合に行う。

完成検査及び提出書類

・ 検査事項

1. 給水装置工事が完了したら速やか（申請者への引渡し前）に水道管理者の立会いのもと、正確な施工が実施されているか検査を受けなければならない。
 2. 申請時の記載内容に変更がでたものは、完成検査前までに変更図等を提出すること。
 3. 水圧
 - ・ 直結給水（宅内） 開始時… 5分経過時（0.98Mpa）
 - ・ 分譲地内（道路部） 開始時… 5分経過時（0.75Mpa）
- ※ 自記録計測を行った場合は合わせて計測表を添付する。

・ 提出書類

1. 給水装置工事完成届（※）
 2. 分岐状況表（※）
 3. 写真
 - ・ 分岐状況（※）
 - ・ 埋め戻し転圧各層（※）
 - ・ 宅地内埋設状況（主管部各面）
 - ・ 階上バルブ、宅内取り込み部状況
 - ・ 自家水との切り替えを行った場合は切り替え状況
 - ・ 舗装の仮復旧・本復旧状況（※）
 - ・ ヘッター取り付け状況
 - ・ 水圧計測状況
- （※）・・・1栓申請（庭に設置する蛇口1栓的なもの）の場合の提出書類

分譲地における申請及び施工上の注意事項

分譲地における給水は、戸建住宅の給水とは異なり、まとまった量の給水が見込まれることから、事前に協議を必要とする。

・申請時に必要な図面及び書類等

1. 申請は給水装置工事申込書兼承認願にておこなう。
2. 平面図は隣接地の状況が分かるようなものとする。
3. 計画図には配水管及び給水管、排泥管等の埋設位置、管種、口径、延長、制水弁については口径を記入すること。また、汚水管、雨水管、ガス管等の埋設管がある場合は水道配管図とは別に各種埋設管が記入された計画図も提出すること。
4. 道路の幅員構成別に各種埋設物の状況が明確に分かるような**標準横断図**を作成すること。
5. **消火栓の設置がある場合には、消防協議の写しを添付すること。**
6. 道路部に埋設された**配水管及び排泥管並びに各種弁栓類**は、完成検査終了後水道事業者へ管理移管されることが前提であることから、申請時に**帰属承諾書を提出**すること。
7. 開発道路内雨水浸透槽と配水管は平面交差しないこと。給水管についても、極力平面交差しないようにすること。

・施工

1. 配水管は道路内埋設となるため、施工基準については鹿沼市水道部の発注する配水管工事における共通仕様及び特記仕様書に準じる。
2. 配水管敷設時の埋め戻しにおいて、管種管径にかかわらず**敷き砂 t=10 cm、埋め戻し砂 t=15 cm**を施工すること。
3. 水圧検査は水道管理者の立会いのもと行う。
4. 分譲地に配水管を布設する場合、民地境界から1.2 m部分に布設すること。ただし、その他の埋設物の影響でこれを確保できない場合は担当者と協議すること。
5. 分譲地に配水管を布設するときは、**泥吐等の排水設備**を設けること。ただし、管理者が必要ないと認めたときはこの限りではない。

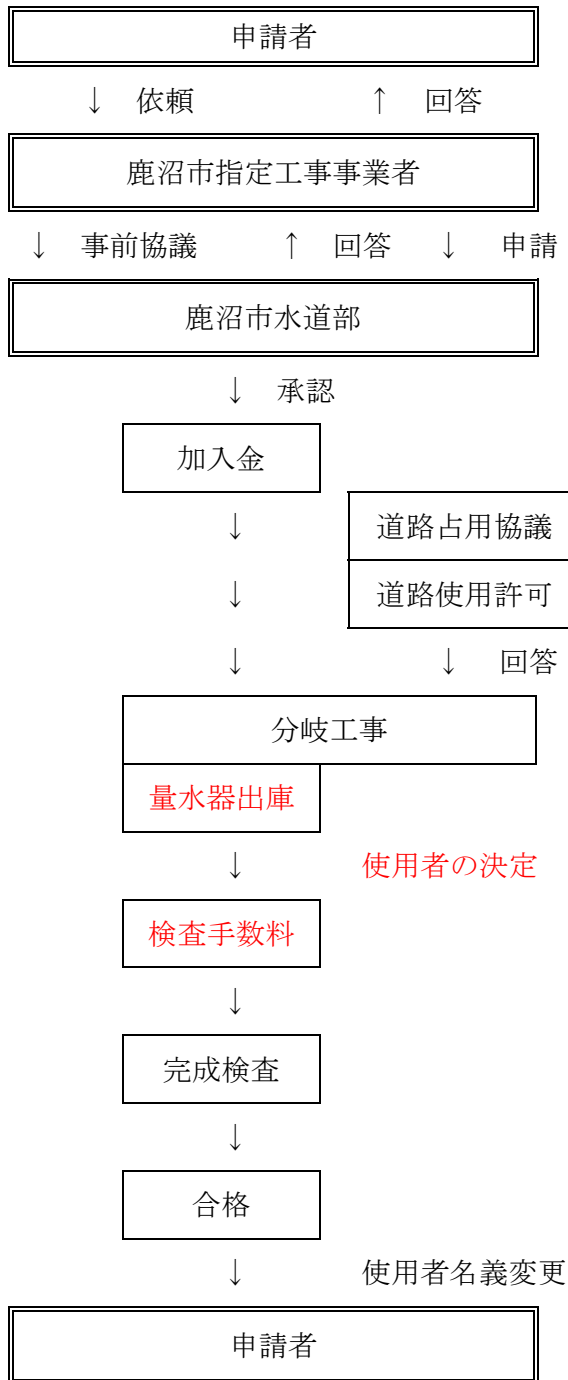
・予備検査、完成検査及び提出書類

1. 分譲地完成前（舗装工事施工前）に予備検査を行う。
2. 予備検査までに竣工図、分岐状況図、写真を提出すること。
3. 水圧検査は予備検査にて立会いのもと行う。（状況写真、自記録計測）
4. 完成検査は開発行為に掛かるものは開発行為の竣工検査と併せて行う。

・注意事項

1. 申請後において、計画が変更になった場合は速やかに協議を行うこと。
2. 予備検査における指摘事項は完成検査までに速やかに改善し写真、図面等により担当者に報告すること。
3. 完成検査後において、工事検査合格証の発行が必要な場合は申し出ること。
また、申請者に対する給水装置等検査済証は、管理者（鹿沼市）が随時発行する。

給水装置工事の流れ



○提出書類

給水装置工事申込書兼承認願(申請)

工程表

建築確認申請書写し

道路占用図

国県道は写真

分岐工事立会依頼書

検査時の提出種類

工程表

計 画 工 程 表

| | | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 施 工 箇 所 | 鹿沼市 | | | | | |
| 申 請 者 | | | | | | |
| 指定工事事業者 | | | | | | |
| 工 種 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | 10 20 | 10 20 | 10 20 | 10 20 | 10 20 | 10 20 |
| 申 請 | | | | | | |
| 分 岐 | | | | | | |
| 外 部 | | | | | | |
| 内 部 | | | | | | |
| 完 了 | | | | | | |
| 量水器設置 | | | | | | |

給水工事にかかる納付金及び添付書類

平成 29 年 4 月

1. 設計審査手数料

申請 1 件につき 7 0 0 円

2. 量水器口径の決定

量水器の口径は、水栓数（蛇口の数）により決定します。ただし、台所のみの湯沸し器、トイレ洗浄機及び家庭用食器洗浄機は 1 栓と数えません。また、双口水栓は 1 栓とします。その他特殊器具については、お問合せ下さい。

| | | | | | | |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量水器の口径 | 13mm | 20mm | 25mm | 30mm | 40mm | 50mm |
| 水栓数 | 7 栓以下 | 14 栓以下 | 24 栓以下 | 35 栓以下 | 45 栓以下 | 45 栓以上 |

3. 加入金

設置する量水器の口径により次の表のとおり水道加入金を納入していただきます。

| | | | | | | | | |
|--------|---------|----------|----------|----------|----------|------------|------------|------------|
| 量水器の口径 | 13mm | 20mm | 25mm | 30mm | 40mm | 50mm | 75mm | 100mm |
| 加入金の額 | ¥64,800 | ¥145,800 | ¥291,600 | ¥507,600 | ¥777,600 | ¥1,350,000 | ¥3,240,000 | ¥8,424,000 |

（8%消費税込）

ただし、改造に伴う量水器の口径増の場合は、現口径に対応する加入金の額と新口径に対応する加入金の額の差額となります。ただし、口径減の場合の還付はおこないません。

（例 1） 現在 φ 13 mm の量水器を使用していたが改造により φ 20 mm の量水器へ増径する場合

差額計算 64,800 円 - 145,800 円 = △81,000 円

加入金納入額 ¥81,000 円

（例 2） 現在 φ 13 mm の量水器を 2 個使用していた 2 世帯の集合住宅を解体し、改造により φ 20 mm の量水器へ増径し一戸建住宅にする場合

差額計算 2 × 64,800 円 - 145,800 円 = △16,200 円

加入金納入額 ¥16,200 円

（例 3） 現在 φ 30 mm の量水器を使用していた事務所を解体し、改造により φ 20 mm の量水器へ減径し一戸建て住宅にする場合

差額計算 507,600 円 - 145,800 円 = 361,800 円

加入金納入額 ¥0 円（還付金なし）

4. 検査手数料

1 量水器につき 1, 0 0 0 円

(例・・・集合住宅 1 棟で 1 2 戸の場合、各戸検針で量水器 1 2 個 = 1 2, 0 0 0 円)

ただし分譲地申請の場合は、1 区画 (取出しごと) につき 1, 0 0 0 円

※水道加入金の納入時期は、工事承認後量水器出庫前までとなります。

5. 道路舗装本復旧費

分水に伴う道路掘削後の舗装本復旧費については、申請者自らの施工となるため徴収しません。

6. 水道使用料

検査合格までの水道使用料がかかります。

7. 土地・家屋使用承諾書

分岐する道路や申請土地 (家屋) の所有者が別にいる場合に提出していただきます。

8. 給水装置分岐承諾書

市所有以外の配水管、給水管から分岐する場合に提出していただきます。

9. 給水装置の帰属承諾書

帰属承諾書により管理者 (鹿沼市) に帰属できます。

10. 確約書

メーターボックスが官民境界から 2. 0 m 以内に設置できない場合、その管理区分を明確にするため、提出していただきます。

受水槽設置基準

(目的)

第1条 給水設備の維持管理については、特定建築物における衛生的環境の確保に関する法（ビル管理法）また水道法「簡易専用水道」に該当する場合、適正構造、材質上の安全を期し、飲料水を汚染しないように十分配慮しなければならない。

(保守点検)

第2条 受水槽の天井・底、又は周壁の保守点検は、外部から容易かつ安全にできるようにすべての面と建築物の他の部分との間に天井部100cm以上、その他は60cm以上の空間を確保する。

2. 衛生上有害な貯溜又は処理に供する施設まで水平距離が5m未満の場合は受水槽の周囲に必要な空間を確保する。

(受水槽の強度・耐水性)

第3条 水質に影響を与えない材料を用いて水密性を確保しなければならない。

- (1) ステンレス及びFRP（ガラス繊維強化ポリエステル）を用いる。
ただし一般家庭用の場合にはこれに限らない。
- (2) FRP製の場合、「FRP製水槽藻類増殖防止のための製品基準」として社団法人プラスチック協会により検査に合格した水槽「水槽照度：基準適合」の表示のあるものとする。

第4条 衛生上有害な物質の流入、浸透の危険を排除するため床版や外壁などと兼用してはならない。

- (1) 受水槽にはオーバーフロー管及び通気のための有効な装置を設ける。オーバーフロー管は、流入水量を排出できる管口径とし、流入口径の2倍とする。排水口は間接排水とし開口しておく。又、オーバーフロー管、通気装置とも金網などを取り付けるものとする。但し2m³未満の受水槽は通気装置を不要とする。
- (2) 受水槽は、槽内の水が滞留し停滞水が生ずることがないように流入口と揚水口を対称的な位置に設ける。

(有効容量)

第5条 受水槽の有効容量は、使用水量の使用時間及び受水槽入水量を考慮して決めるもので、一般的には次の式を標準とする。

$$\text{受水槽有効容量} = 1 \text{ 日最大使用量} \times 5 / 10$$

2. 有効容量とはHWLよりLWLの間としLWLについては揚水管底部から100mmの位置とする。

(水激防止の処置)

第6条 有効容量20m³以上の装置については、ボールタップに波の影響を防止する処置を設けること。

(警報装置)

第7条 受水槽には、高低水位警報機を設け故障の発見、受水槽からの越流防止のため取付けるもので表示（ベルとランプ）できるようにする。

(明示の処置)

第8条 給水管及び給水設備用配管には、ラッキング後に明示しなければならない。

様式第2号（給水条例施行規程第8条関係）

| 水道技術管理者 | 課長等 | 係長 | 係員 |
|---------|-----|----|----|
| | | | |

土地・家屋使用承諾書

私が所有する鹿沼市 町 丁目 番地の土地・家屋に対し水道給水装置を設置し使用することに承諾します。

平成 年 月 日

土地・家屋所有者 住所

氏名

印

土地・家屋所有者 住所

氏名

印

申請者 住所

氏名

印

様式第3号（給水条例施行規程第8条関係）

| 水道技術管理者 | 課長等 | 係長 | 係員 |
|---------|-----|----|----|
| | | | |

給水装置分岐承諾書

私が所有する鹿沼市 町 丁目 番地の給水装置から分岐することを承諾します。なお、当該分岐工事の結果私宅の水道の出水量に影響するがあっても異議ありません。

平成 年 月 日

分岐承諾者 住所

氏名

印

申請者 住所

氏名

印

様式第4号 (給水条例施行規程第8条関係)

| | | | |
|---------|-----|----|----|
| 水道技術管理者 | 課長等 | 係長 | 係員 |
| | | | |

平成 年 月 日

給水装置の帰属承諾書

鹿沼市水道事業 鹿沼市長 宛

申請者 住所
氏名 印

指定工事事業者 住所
名称
代表者 印

主任技術者 印

鹿沼市水道事業給水条例第5条の規定により申請した下記給水装置工事のうち、公道及びこれに準ずる道路に埋設される給水装置は、維持管理の為市に帰属することを承諾します。

記

| 設置場所 | 鹿沼市 | 町 | 丁目 | 番地 |
|---------|------------------------|----|-----|----|
| 工事の種類 | 新設 ・ 増設 ・ 改造 ・ 共同 ・ 分譲 | | | |
| 管種 | 管径 | | 延長 | |
| DIP | ϕ | mm | L = | m |
| | ϕ | mm | L = | m |
| VP | ϕ | mm | L = | m |
| | ϕ | mm | L = | m |
| PP | ϕ | mm | L = | m |
| | ϕ | mm | L = | m |
| その他 () | ϕ | mm | L = | m |
| | ϕ | mm | L = | m |

様式第6号（給水条例施行規程第10条関係）

| | | | |
|---------|-----|----|----|
| 水道技術管理者 | 課長等 | 係長 | 係員 |
| | | | |

平成 年 月 日

給水装置工事承認取下願

鹿沼市水道事業 鹿沼市長 宛

申請者 住所
氏名 印

指定工事事業者 住所
名称
代表者 印
主任技術者 印

下記のとおり給水装置工事の申請を取下げします。

| | |
|-----------------|-------------------|
| 申請受付年月日 及び番号 | 平成 年 月 日 第 号 |
| 工事の種別 | 新設・増設・改造・撤去・共同・分譲 |
| 設置場所 | 鹿沼市 町 丁目 番地 |
| 理由 | |

様式第7号（給水条例施行規程第10条関係）

| | | | |
|---------|-----|----|----|
| 水道技術管理者 | 課長等 | 係長 | 係員 |
| | | | |

平成 年 月 日

申請者

様

鹿沼市水道事業 鹿沼市長

給水装置工事承認取消通知書

鹿沼市水道事業給水条例第5条の規定により申込みのあった下記の給水装置工事は、鹿沼市水道事業給水条例施行規程第10条第2項の承認の取消しに該当しますので、規程第10条第3項に基づき通知します。

記

| | |
|-----------------|-------------------|
| 申請受付年月日 及び番号 | 平成 年 月 日 第 号 |
| 工事の種別 | 新設・増設・改造・撤去・共同・分譲 |
| 設置場所 | 鹿沼市 町 丁目 番地 |
| 指定工事事業者 | 名 称 |
| 主任技術者 | 氏 名 印 |

様式第8号（給水条例施行規程第10条関係）

| | | | |
|---------|-----|----|----|
| 水道技術管理者 | 課長等 | 係長 | 係員 |
| | | | |

平成 年 月 日

申請者

様

鹿沼市水道事業 鹿沼市長

給水装置工事施行催告書

鹿沼市水道事業給水条例施行規程第8条に基づき申請のあった下記の給水装置工事は、規程第10条第1項第 号の取消し理由に該当しますので規程第10条第2項に基づき通知します。なお、申請どおり工事を進める場合は、この通知書を受け取った日から1か月以内に水道部にその旨の申し入れをして下さい。

記

| | |
|-----------------|-------------------|
| 申請受付年月日 及び番号 | 平成 年 月 日 第 号 |
| 工事の種別 | 新設・増設・改造・撤去・共同・分譲 |
| 設置場所 | 鹿沼市 町 丁目 番地 |
| 指定工事事業者 | 名称 |
| 主任技術者 | 氏名 印 |

様式第9号（給水条例施行規程第11条関係）

| | | | |
|---------|-----|----|----|
| 水道技術管理者 | 課長等 | 係長 | 係員 |
| | | | |

平成 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市長 宛

指定工事事業者 住所
 名称
 代表者名 印
 主任技術者 印

給水装置工事完成届

下記の給水装置工事が完成したので、検査を申請します。

記

| | |
|-----------------|-------------------|
| 申請受付年月日 及び番号 | 平成 年 月 日 第 号 |
| 工事の種類 | 新設・増設・改造・撤去・共同・分譲 |
| 設置場所 | 鹿沼市 町 丁目 番地 |
| 申請者 | 住所 |
| | 氏名 印 |

様式第10号（給水条例施行規程第11条関係）

| | | | |
|---------|-----|----|----|
| 水道技術管理者 | 課長等 | 係長 | 係員 |
| | | | |

平成 年 月 日

給水装置工事変更届

鹿沼市水道事業 鹿沼市長 宛

平成 年 月 日承認番号第 号の給水装置工事を別紙設計書及び図面のとおりに変更し施工したいので承認下さい。

記

| | |
|---------|-------------------|
| 設置場所 | 鹿沼市 町 丁目 番地 |
| 工事の種類 | 新設・増設・改造・撤去・共同・分譲 |
| 申請者 | 住所 |
| | 氏名 印 |
| 指定工事事業者 | 住所 |
| | 名称 |
| | 代表者名 印 |
| | 主任技術者名 印 |

様式第 1 1 号 (給水条例施行規程第 1 1 条関係)

| | | | |
|---------|-------|-----|-----|
| 水道技術管理者 | 課 長 等 | 係 長 | 係 員 |
| | | | |

平成 年 月 日

分岐工事立会依頼書

鹿沼市水道事業 鹿沼市長 宛

下記の設置場所に分岐工事を施工しますので立会を申請します。

記

| | | | | |
|---------------|-------------|---|----|----|
| 設 置 場 所 | 鹿沼市 | 町 | 丁目 | 番地 |
| 施 工 年 月 日 | 年 | 月 | 日 | 時頃 |
| 申 請 者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | | 印 |
| 指 定 工 事 事 業 者 | 住 所 | | | |
| | 名 称 | | | |
| | 代 表 者 名 | | | 印 |
| | 主 任 技 術 者 名 | | | 印 |

様式第 5 号 誓約書

使用不要

様式第 1 2 号 給水装置工事費表

使用不要

様式第 1 3 号 (給水条例施行規程第 1 5 条関係) 水道使用新設開始届

使用不要

水道部で作成

様式第 1 5 号 (給水条例施行規程第 1 7 条関係) 水道使用中止届

使用不要

電話連絡でも可

様式第 1 8 号 (給水条例施行規程第 1 6 条関係) 水道使用開始届

使用不要

様式第 2 2 号 (給水条例施行規程第 2 1 条関係)

担当課 (水道業務課料金係)

管理人の選定・氏名変更・住所変更届

平成 年 月 日

鹿沼市水道事業 鹿沼市長 宛

下記のように管理人の選定・氏名変更・住所変更をしたので届出ます。

記

給水装置所有者

住 所

氏 名

電 話 (-)

| | | | | |
|------------------|-----|-----|----|----|
| 設 置 場 所 | 鹿沼市 | 町 | 丁目 | 番地 |
| お客様番号 | | | | |
| 変 更 理 由 | | | | |
| 新 管 理 人 | 住 所 | 町 | 丁目 | 番地 |
| | 氏 名 | TEL | | |
| 旧 管 理 人 | 住 所 | 町 | 丁目 | 番地 |
| | 氏 名 | TEL | | |

様式第16号 (給水条例施行規程第17条関係)

| 水道技術管理者 | 課長等 | 係長 | 係員 |
|---------|-----|----|----|
| | | | |

平成 年 月 日

水道の廃止届

鹿沼市水道事業 鹿沼市長 宛

所有者 住所

氏名

下記のとおり給水条例第18条の規定により水道の廃止を届出ます。

記

| お客様番号 | 地区 | 整理 | 枝 |
|----------|----|----|---|
| | | | |
| 設置場所 | | | |
| 使用メーター番号 | | | |
| 備考 | | | |

※ 添付書類 給水装置工事承認願兼給水工事設計書

様式第 17 号 (給水条例施行規程第 17 条関係)

| | | | |
|---------|-----|----|----|
| 水道技術管理者 | 課長等 | 係長 | 係員 |
| | | | |

平成 年 月 日

消防演習実施届

鹿沼市水道事業 鹿沼市長 宛

申請者 住所

氏名 印

下記のとおり給水条例第 19 条の規定により消防演習実施を届出ます。

記

| | |
|------|---|
| 設置場所 | 鹿沼市 町 丁目 番地 |
| | 鹿沼市 町 丁目 番地 |
| | 鹿沼市 町 丁目 番地 |
| 使用日時 | 平成 年 月 日 自 (午前・午後) 時 分 至 (午前・午後) 時 分 |
| 理由 | |

様式第19号 (給水条例施行規程第17条関係)

| | | | |
|---------|-----|----|----|
| 水道技術管理者 | 課長等 | 係長 | 係員 |
| | | | |

平成 年 月 日

消防用水使用届

鹿沼市水道事業 鹿沼市長 宛

住所

氏名

印

消防用として下記のとおり水道を使用したの届出ます。

記

| | | | | |
|------------|-----|------------------|--------|----------------|
| 火災発生 | 日 時 | (午前・午後) | 時 | 分 |
| | 場 所 | 鹿沼市 | 町 | 丁目 番地 |
| 使用した給水装置種別 | | 公設消火栓専用 (消火栓) | | 給水装置 |
| 私設消火栓共用 | | | | |
| 場 所 | 栓 数 | 時 間 | | 水 量 |
| | | 自午 | 時 分 | m ³ |
| | | 至午 | 時 分 分間 | |
| | | 自午 | 時 分 | m ³ |
| | | 至午 | 時 分 分間 | |
| | | 自午 | 時 分 | m ³ |
| | | 至午 | 時 分 分間 | |
| 合 計 | | 時間 分 | | m ³ |

様式第20号 (給水条例施行規程第19条関係)

| | | | |
|---------|-----|----|----|
| 水道技術管理者 | 課長等 | 係長 | 係員 |
| | | | |

平成 年 月 日

私設消火栓演習使用及び立会依頼書

鹿沼市水道事業 鹿沼市長 宛

申請書 住所

氏名

印

下記のとおり私設消火栓の使用及び立会を申請します。

記

| | |
|-----------------------|--|
| 目的 | |
| 場所 | 鹿沼市 町 丁目 番地 |
| | 鹿沼市 町 丁目 番地 |
| | 鹿沼市 町 丁目 番地 |
| 実施日 | 平成 年 月 日 |
| 時間 | (午前・午後) 時 分 ~ (午前・午後) 時 分 |
| 栓数 | |
| メーター経由の有・無 (有 ・ 無) | 使用前指針 m^3 使用後指針 m^3 (差引使用水量 m^3) |

平成 年 月 日

給水装置及び水質検査請求書

鹿沼市水道事業 鹿沼市長 宛

請求者 住 所
氏 名 印

給水装置の場所 鹿沼市 町 丁目 番地

次の理由により (給水装置 ・ 水質) の検査を請求します。

理 由

(注) 給水装置・水質について該当の箇所を○で囲んで下さい。

別様式

平成 年 月 日

確約書

今回申請しました鹿沼市 町 丁目 番地 の物件に関して、鹿沼市水道事業給水条例第 16 条、鹿沼市水道事業給水条例施行規程第 8 条第 2 項及び、第 25 条の規程どおり（止水栓及び量水器筐を宅地境界から 2 m 以内）に設置することが困難であるため、管理区分を変更し、止水栓以降の給水装置（量水器、不凍水栓は除く）全部の管理責任を負うものとし、漏水等修繕の必要が発生した場合は私の負担により速やかに行います。

平成 年 月 日

申請者 住 所

氏 名 印

鹿沼市水道事業 鹿沼市長 宛

| | | | |
|---------|-----|----|----|
| 水道技術管理者 | 課長等 | 係長 | 係員 |
| | | | |

平成 年 月 日

委 任 状

鹿沼市水道事業 鹿沼市長 宛

申請者

住所

氏名

印

電話番号

給水装置工事申込みに関する一切の手続き（工事の設計、施工、予納金の納入・還付、その他施工に必要な事項）を下記鹿沼市指定給水装置工事事業者に委任します。

| | | | |
|---------|----------------|---|--|
| 申請受付年月日 | 平成 年 月 日 第 号 | | |
| 工事の種類 | 新設・改造・撤去・共同・分譲 | | |
| 設置場所 | 鹿沼市 町 丁目 番地 | | |
| 指定工事事業者 | 住所 | | |
| | 名称 | 印 | |
| | 給水装置工事主任技術者氏名 | 印 | |

給水管分岐状況表

| | | | | | | | |
|---|-------|-------|--|-------|--|-------|--|
| 分岐日 | 年 月 日 | 分岐箇所 | | | | | |
| 申請者 | | 施工業者 | | | | | |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 15%;"> <p>平面図</p> </div> <div style="width: 80%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">配水管管種</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;">口 径</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> </div> </div> | | | | 配水管管種 | | 口 径 | |
| 配水管管種 | | 口 径 | | | | | |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 15%;"> <p>断面図</p> </div> <div style="width: 80%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">仮復旧面積</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;">本復旧面積</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> </div> </div> | | | | 仮復旧面積 | | 本復旧面積 | |
| 仮復旧面積 | | 本復旧面積 | | | | | |

電気・水道・ガス管・下水道管を道路の地下に設ける場合の最低土被りについて

| 道路種別 | 電気・電気通信 | | ガス管 | | 水道 | | 下水道 (300mm以下) | | |
|-------------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------------|------|------|
| | 300mm以下 | 300mm超 | 300mm以下 | 300mm超 | 300mm以下 | 300mm超 | 本管 | 枝管 | 取付管 |
| A 歩道 | 60cm | 60cm | 60cm | 60cm | 60cm | 60cm | 100cm | 60cm | 60cm |
| B 車道幅員5m以下 | 70cm | 80cm | 70cm | 120cm | 70cm | 120cm | 100cm | 70cm | 70cm |
| C 5mを超える道路又は2車線道路 | 80cm | 80cm | 85cm | 120cm | 85cm | 120cm | 100cm | 85cm | 85cm |
| D 4車線道路以上 | 80cm | 80cm | 95cm | 120cm | 95cm | 120cm | 100cm | 95cm | 95cm |

(注意)

1. 下の路線については、上記道路種別のDを適用すること。
 市道0001号線 市道0004号線(都市計画道路3・3・201流通団地東通り) 市道0013号線(都市計画道路3・5・204千手通り) 市道0014号線
 市道0017号線(都市計画道路3・4・2南大通り) 市道0018号線(都市計画道路3・5・203末広通り) 市道0019号線(都市計画道路3・4・206
 鹿沼駅西通り) 市道0020号線 市道0022号線 市道0029号線 市道0347号線(都市計画道路3・4・205東武駅前通り) 市道0349号線(都
 市計画道路3・4・209流通団地中央通り) 市道5003号線 市道7345号線
2. 下水道における本管とは、建設省令で定める主要な管渠で下水排除面積が20㎡以上の管渠をいう。
3. 下水道管300mmを超えるものは、車道で120cm以上、歩道で60cm以上を確保すること。
4. 道路占用許可申請書に必ず土被りを明記すること。
5. 運用において疑義が生じた場合には、道路建設課路政係と協議すること。

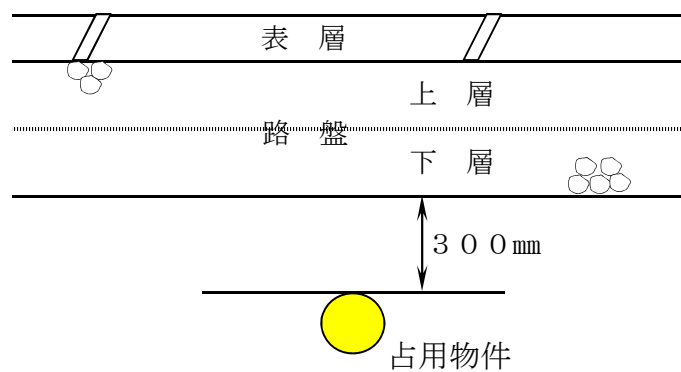
道路改築工事と同時に埋設する場合の土被り基準

| 事業種別 | 車道部 | 歩道部 |
|------------|---|-----------|
| 電気・電気通信事業 | 路盤の最下面から0.3mを加えた値 最低で0.6mを確保 | 0.6m以上とする |
| 上水道事業・ガス事業 | 路盤の最下面から0.3mを加えた値 最低で0.6mを確保 | 0.6m以上とする |
| 下水道事業 | 路盤の最下面から0.3mを加えた値 本管は最低で1.0mを確保 枝管、取付管は最低で0.6mを確保 | 0.6m以上とする |

(注意)

1. 各事業における対象管種・管径は、別表－３のとおりとする。
2. 下水道における本管とは、建設省令で定める主要な管渠で下水排徐面積が20㎡以上の管渠をいう。

標準図



道路別仮復旧断面一覧表

| 道 路 種 別 | | 表 層 密粒 A s | 砕 石 R C 40 | 備 考 | |
|------------------|------------------|-------------------------------|---------------|---------------------|-------------------|
| 市 道 | A | 歩 道 | 3 cm | 路盤10cm 凍上抑制層15cm | |
| | B | 車 道 幅 員 5 m 以 下 | 5 cm | 4 0 cm | |
| | C | 5 m を 超 え る 道 路 又 は 2 車 線 道 路 | 5 cm | 5 5 cm | |
| | D | 4 車 線 道 路 以 上 | 5 cm | 7 0 cm | |
| 国 ・ 県 道 | アスファルトコンクリート (A) | | 3 cm 以上 | 7 0 cm | 路盤厚は表層の 厚さを含める |
| | アスファルトコンクリート (B) | | 3 cm 以上 | 5 0 cm | 〃 |
| | 歩 道 (平 板) | | 6 cm | 4 0 cm | 路盤厚は平板の 厚さを含める |
| | 歩 道 (ア ス コ ン) | | 3 cm 以上 | 最低 2 0 cm | 路盤厚は表層の 厚さを含める |

道路別本復旧断面一覧表

| 道 路 種 別 | | 表 層 密粒 A s | 基 礎 粗粒 A s | ソイル アスコン | 不陸整正補 足 材 R C 40 | |
|------------------|------------------|-------------------------------|---------------|-------------|---------------------|--------|
| 市 道 | A | 歩 道 | 3 cm | — | 3 cm | |
| | B | 車 道 幅 員 5 m 以 下 | 5 cm | — | 3 cm | |
| | C | 5 m を 超 え る 道 路 又 は 2 車 線 道 路 | 5 cm | — | 3 cm | |
| | D | 4 車 線 道 路 以 上 | 5 cm | 5 cm | — | 3 cm |
| 国 ・ 県 道 | アスファルトコンクリート (A) | | 5 cm | 5 cm | 7 cm | 3 cm |
| | アスファルトコンクリート (B) | | 5 cm | — | 7 cm | 3 cm |
| | 歩 道 (平 板) | | 6 cm | — | — | 砂 5 cm |
| | 歩 道 (ア ス コ ン) | | 3 cm | — | — | 3 cm |

※国道及び主要地方道 アスファルトコンクリート (A)、一般県道 アスファルトコンクリート (B)

(注意)

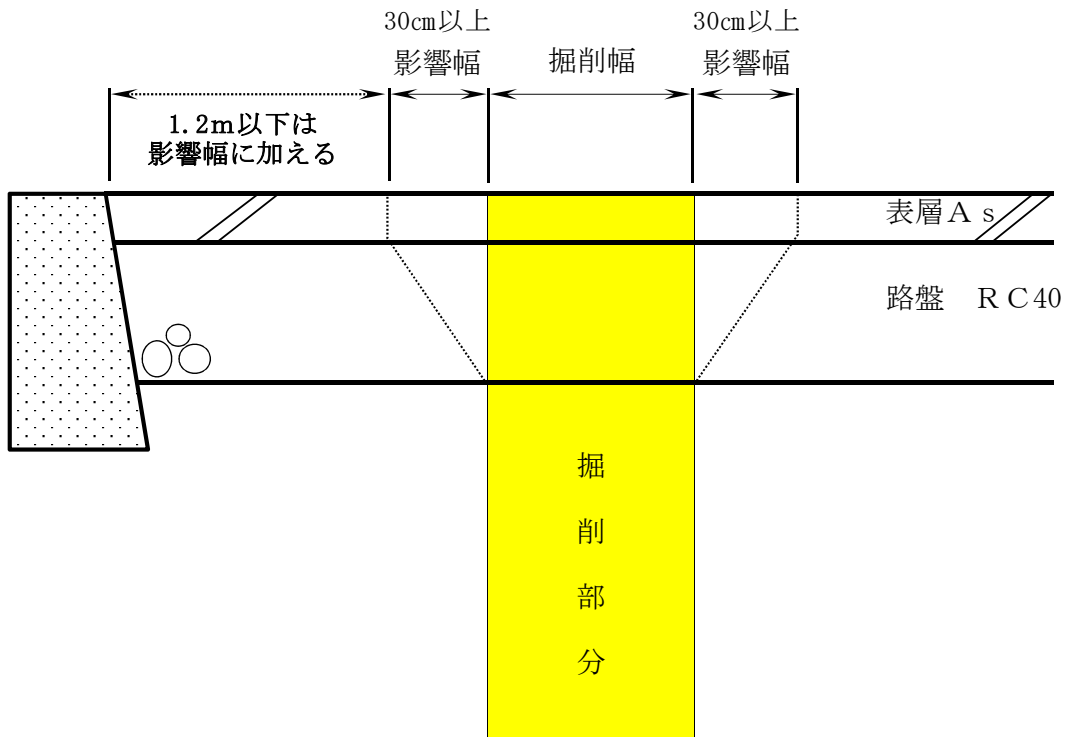
1. 下の路線については、上表道路種別のDを適用すること。

市道0001号線 市道0004号線(都市計画道路3・3・201流通団地東通り) 市道0013号線
(都市計画道路3・5・204千手通り) 市道0014号線 市道0017号線(都市計画道路3・4・2
南大通り)市道0018号線(都市計画道路3・5・203末広通り) 市道0019号線(都市計画道
路3・4・206鹿沼駅西通り) 市道0020号線 市道0022号線 市道0029号線 市道0347号
線(都市計画道路3・4・205東武駅前通り) 市道0349号線(都市計画道路3・4・209流通団
地中央通り) 市道5003号線 市道7345号線 市道0103号線 市道0104号線
市道✕25号線(西中核) 市道✕27号線(西中核) 市道✕330号線(西中核) 市道
✕777号線(西中核)

2. 本復旧に関する影響範囲については、別表-4を参照に決定すること。

3. 埋め戻しに使用する発生土は、掘削時に発生する従前の路盤材、砂質土、礫質土等の良質なものを使用すること。
4. 埋め戻しは、1層15cm以内とし、各層毎に十分な転圧を行うこと。
5. 仮復旧については、特別な事情がない限り即日復旧すること。
6. 掘削時に消去した区画線や路面表示の復旧をすること。
7. 道路占用許可申請書に必ず復旧断面図を添付すること。
8. 道路管理者の指示による看板を設置すること。
9. 道路占用許可までの日数は、概ね、国・県道で3週間程度、市道及び法定外公共物で1週間程度要する。

舗装本復旧断面図



(注意)

1. 影響幅は30cmを標準とする。ただし、30cmを超える部分に影響が見られる場合には、影響部分まで復旧すること。また、路肩までの舗装幅が1.2m以下の場合には、影響幅に加えること。
2. 道路横断占用部の本復旧幅は、最低2.0mとする。

【1】道路占用申請の注意事項

【国・県道】 許可までは当初の申請書提出から3週間程度かかります。

- 1 提出部数について
3部作成する。
- 2 作成書類について
 - (1) 申請書
市側が作成する。(以下Ⓒ)。
 - (2) 添付資料
 - ①位置図 広い範囲が分かるもの。住宅地図等。申請者が作成する(以下Ⓓ)。
 - ②配管図 本管と給水管を記載する。Ⓒ
 - ③平面図(展開) 仮復旧(掘削部)と本復旧を記載する。本管と給水管も明示する。Ⓓ
 - ④土工断面図 工事箇所^の管土被りや復旧層厚が分かるもの。舗装構成は仮復旧を記載する。Ⓓ
 - ⑤横断面図 現地の道路横断面を測量し作成する。各種構造物を正確に記載する外、本管と給水管も記入する。Ⓓ
 - ⑥本復旧断面図 舗装構成と復旧幅が分かるもの。土工断面図内に記載できる場合は併用可。Ⓒ又はⒹ
 - ⑦保安施設図 工事時の交通誘導状況が分かるもの。Ⓓ
 - ⑧現況写真 3方向から撮影する。本管と給水管を記入する。Ⓓ

※復旧時の舗装構成厚や面積は道路管理者の指導に従うため、事前に協議願う。

- 3 申請の流れについて
 - (1) 給水装置工事申込書の受付時に共に預かる。不備等がある場合は再提出願う。
↓
 - (2) 道路管理者(県)との事前協議を実施する。指摘事項が出た場合は再協議となる。市が実施する。
↓
 - (3) 本提出する。許可が下りる時期は、この時点から約2週間後となる。
↓
 - (4) 許可証の写しを業者に渡す。工事時は現場に備え付けること。

【市道】 許可までは当初の申請書提出から10日程度かかります。

1 提出部数について
2部作成する。

2 作成書類について

(1) 申請書[Ⓒ]

(2) 添付資料

- | | |
|----------|---|
| ①位置図 | 広い範囲が分かるもの。住宅地図等。申請者が作成する（以下 [Ⓒ] ）。 |
| ②配管図 | 本管と給水管を記載する。 [Ⓒ] |
| ③平面図（展開） | 仮復旧（掘削部）と本復旧を記載する。本管と給水管も明示する。 [Ⓒ] |
| ④土工断面図 | 工事箇所の管土被りや復旧層厚が分かるもの。 [Ⓒ] |
| ⑤横断図 | 不要とする。ただし、場合により提出させる。 (例) 交通量の多い道路、複雑な工事等。 |
| ⑥本復旧断面図 | 同上 |
| ⑦保安施設図 | 同上 |
| ⑧現況写真 | 同上 |

※復旧時の舗装構成厚や面積は道路管理者の指導に従うため、事前に協議願う。

3 申請の流れについて

(1) 給水装置工事申込書の受付時に共に預かる。不備等がある場合は再提出願う。

↓

(2) 道路管理者（市）との事前協議を実施する。指摘事項が出た場合は再協議となる。市が実施する。

↓

(3) 本提出する。許可が下りる時期は、この時点から約1週間後となる。

↓

(4) 許可証の写しを業者に渡す。工事時は現場に備え付けること（省略）。

【2】復旧方法について

地下占用の取り扱い基準については「鹿沼市給水装置標準仕様書」のP40～P44を厳守すること。

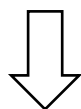
また、**舗装復旧**においては、仮復旧と本復旧の施工手順に明確でない部分があり1回の施工で本復旧してしまう事案（仮舗装なしの1発本舗装）があったが、**国県道に関しては県の指導に基づき**、今後は完全に区別し、**仮復旧を実施した後、可能な限り期間を置いてから本復旧するもの**とする。

その他、協議に基づくものとする。

要約

（従来）

仮復旧舗装を実施せずに、1回の施工で本復旧舗装（完成舗装）も実施することができた。



（改定）

必ず仮復旧舗装を実施し、その後、可能な限り期間をおいてから本復旧舗装を実施すること。（車両の往来等による自然転圧を確保するため。）

【3】 占用工事に伴う着手・完了届の作成について

- 1 提出部数について
2部作成する。
- 2 作成書類（完了時）について
(1) 道路占用許可に関する工事完了届書㊦

(2) 添付写真㊧

写真を撮影する際には、以下のことに注意すること。

※以下、様式第2号より抜粋

【工事前】

- ・現場の写真を複数方向から撮影してください。

【工事中】

- ・構造物等の寸法を明確に読みとれるよう測定器具をあててください。
- ・撮影箇所を示す背景を画面に収めてください。
- ・形状、寸法、位置等が判別できるようにしてください。
- ・撮影年月日及び説明事項等を記入して図面等と照合できるよう整理してください。
- ・施工経過がわかるように（掘削を伴う場合には埋め戻しの各層毎に）撮影してください。

【工事後】

- ・完了現場の写真を複数方向（原則として工事前と同じ構図）から撮影してください。